

2023

# いじめ防止基本方針



相模原市立くぬぎ台小学校

令和5年

# 相模原市立くぬぎ台小学校いじめ防止基本方針

## 【目指す子どもの姿】

1. 自分に自信をもち、自分の良さを発揮する子
2. 進んで学び考え、表現できる子
3. 友だちのよさを認め、思いやり、協力できる子
4. 健康づくりに努め、生活をよりよくしようと進んでがんばる子

## 【家庭・地域との連携】

PTA  
見守り隊  
学校評議員

## 【校内組織】

### 【くぬぎ台小 いじめ防止対策委員会】

委員長 校長  
副委員長 副校長  
委員 教務主任 児童支援主任  
児童指導主任 養護教諭  
支援教育コーディネーター  
青少年教育カウンセラー  
スクールソーシャルワーカー

## 【関係機関との連携】

相模原市教育委員会  
青少年相談センター  
県警少年相談・保護センター  
児童相談所  
相模原警察署  
南区子育て支援センター  
中学校区小中連携教育推進会議

## 【いじめの未然防止】

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実を図り、読書活動、体験活動などを推進する。
- (4) いじめ（インターネット・ライン等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

## 【いじめの早期発見】

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

## 【いじめへの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

## 1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、人権教育を推進し、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

児童にとっても、保護者にとっても「相談しやすい先生」「相談しやすい学校」づくりをめざす。

また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行う。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：【くぬぎ台小学校いじめ防止対策委員会】
- 構 成 員： 校長 副校長 教務主任 児童支援専任 児童指導主任  
支援教育コーディネーター 養護教諭  
青少年教育カウンセラー スクールソーシャルワーカー
- 委員会の取り組み内容
  - ① いじめの未然防止への取り組み
  - ② いじめの早期発見の取り組み
  - ③ いじめへの対処
  - ④ 専門的な知識を有する者等との連携

## 3 いじめの未然防止への取り組み

いじめはどの**児童**にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての**児童**を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) **児童**が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ①授業改善：一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
  - ②居場所づくり：話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニング
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ① なかまづくり：自主的な運営・異学年交流（なかよし遊び）
  - ② 児童会活動：挨拶運動や生活の中からの諸問題について意見交換
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
  - ①人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」の周知徹底を図る。
  - ②道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で実践をする。
  - ③福祉体験
  - ③ 幼稚園・保育園、中学校との交流・連携

(4) いじめ（インターネット・ライン等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。いじめの存在を認識した際、表面的・形式的に判断せず、慎重に確認する。

次の児童等に対するいじめ防止も同様である。

- ・発達障害を含む障害のある児童
- ・外国につながる児童
- ・性同一性障害等の児童
- ・東日本大震災等により被災した児童
- ・コロナウイルスに感染した人

- ① 校内研修：いじめについて、人権研修、道徳研修、情報モラル研修を実施する。
  - ② 教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る。
  - ③ 学校集会、学級活動における校長をはじめとした担当教員からの講話を計画する。
  - ④ 保護者会、学級懇談会において話題にし、情報を共有する。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
- ① あいさつ運動
  - ② 見守り隊との交流
  - ④ 中学校区小中一貫教育推進委員会
  - ⑤ 青少年健全育成協議会での情報交換

#### 4 いじめの早期発見の取り組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。被害児童がいじめを否定する場合を想定し児童の表情や様子をきめ細かく観察する。

- ① 休み時間や放課後の雑談の中での児童の様子
- ② 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等により把握する。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① アンケートの実施：各学期に 1 回
- ② 担任教育相談日の充実
- ③ 家庭訪問による情報共有

(3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週火曜日  
TEL：042-750-5860（直通）  
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053  
ヤングテレホン：042-755-2552

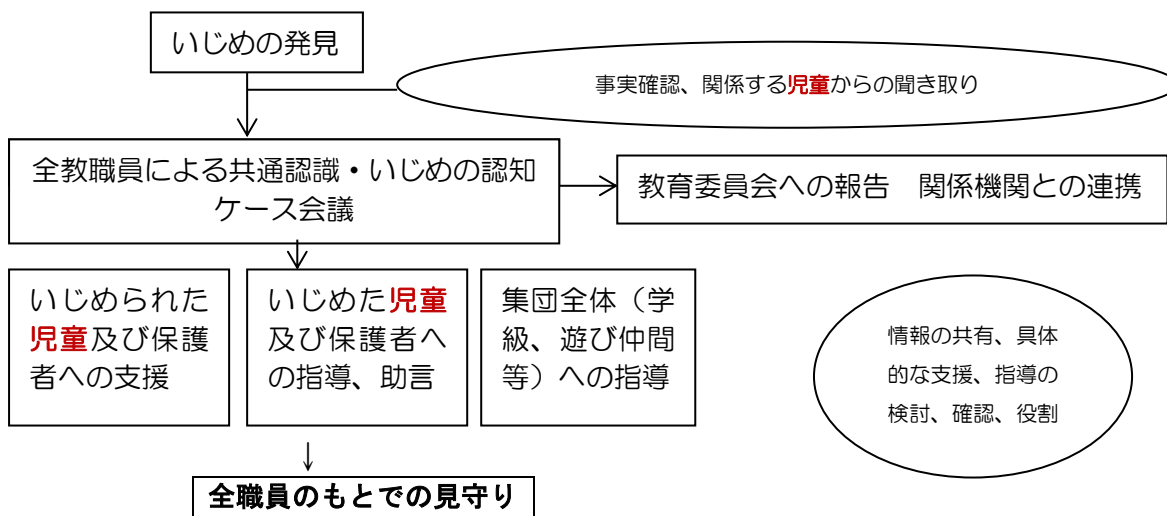
- ②保健だより、相談室だよりの発行
- ③青少年教育カウンセラーによる校内巡回

## 5 いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
  - ①校内の「くぬぎ台小学校いじめ防止対策委員会」(いじめの防止等の対策のための組織)で直ちに情報を共有する。
  - ②すみやかに事実確認を行い、関係児童及びその保護者、集団全体(学級、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
  - ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
  - 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
  - 相模原警察署、県警少年相談・保護センター
  - 青少年相談員
  - 児童相談所、南区子育て支援センター

(対応経路)



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) すみやかに教育委員会に重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

★重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(例)

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- 調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する児童の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をすみやかに調査することが重要である。